

岩国市地方卸売市場条例改正案の要旨について

1 前 提

- (1) 令和元年 8 月 5 日開催の第 1 回及び令和元年 9 月 24 日開催の第 2 回市場取引委員会における市場関係者等の御意見を踏まえた条例改正案の要旨です。
- (2) 第 1 回市場取引委員会での検討結果を踏まえ、第 2 回市場取引委員会において修正案を提示、審議のうえ了承されたものです。

2 条例改正案の要旨

(1) 共通の遵守事項…改正された「卸売市場法」に基づき必ず規定しなければならない事項

【法第 13 条第 5 項第 1 号～第 5 号、第 7 号～第 9 号】

＜開設者（岩国市）に関する事項＞

項 目	現行条文	改正種別	説 明
卸売業の許可関係	—	新設	県知事の許可事項でなくなるため、市長の許可事項として新たに条例で規定します。
差別的取扱いの禁止	—	新設	開設者（市）の義務として改正法で規定されたため、新たに条例に規定します。
売買取引の方法	第 42 条	全部改正	地場産を含むすべての物品の売買取引の方法について、せり売り及び入札に加え、相対取引を可能とするため、現行の第 1・2・3 号の物品区分を廃止します。
卸売の数量、価格及び 予定数量の公表	第 60 条	一部改正	公表の方法について、改正法施行規則に規定された「インターネットの利用その他適切な方法により公表」を引用し追記します。
取引参加者の決済方法	第 61・62・ 65 条	踏襲	変更ありません。
遵守事項に係る指導、 助言、報告、検査、是 正命令等の措置	第 77・78・ 79 条	踏襲	変更ありません。

<取引参加者に関する事項>

項 目	現行条文	改正種別	説 明
売買取引の原則	第 41 条	踏襲	変更ありません。
売買取引の方法	第 42 条	全部改正	地場産を含むすべての物品の売買取引の方法について、せり売り及び入札に加え、相対取引を可能とするため、現行の第 1・2・3 号の物品区分を廃止します。
卸売業者による差別的取扱いの禁止	第 45 条	踏襲	条文に変更はありません。見出しのみ「卸売業者による」を追加します。
売買取引の結果等の公表	第 59 条	一部改正	公表の方法について、改正法施行規則に規定された「インターネットの利用その他適切な方法により公表」を引用し追記します。
決済の確保 ・ 条例で定める方法での決済 ・ 事業報告書の作成等	第 61・62・65 条 —	踏襲 新設	変更ありません。 卸売業許可権者が県知事でなくなるため、卸売業者の市長への提出及び公表の義務として新たに規定します。
売買取引条件の公表	第 63・64 条	一部改正	委託手数料及び出荷奨励金について、額等の基本的な内容は踏襲しますが、市長への届出・承認を廃止し、卸売業者による公表を追加します。

(2) その他の遵守事項…各々の市場で取引参加者の意見を聴いて独自に規定する事項

【法第 13 条第 5 項第 6 号】

現行の「岩国市地方卸売市場条例」を踏襲する事項については、下記の①～⑤のとおりです。

- ① 開場期日・時間（第 6 ・ 7 条）②受託拒否の禁止（第 45 条）③卸売担当者（せり人等）の資格（第 14 条）
④ 商品の引渡・検収（第 53 ・ 54 条） ⑤品質管理の方法（第 68 条）

現行の「岩国市地方卸売市場条例」を**変更（一部変更）する事項**については、以下のとおりです。

項 目	現行条文	改正種別	説 明
第三者販売 （卸売の相手方の制限）	第 46 条	一部改正	売買取引の方法が、すべての物品について、せり売り、入札又は相対取引とし、その相手方は原則本市場の買受人（仲卸業者、売買参加者）とすることにより、卸売業者による第三者販売の制限及び特例条文は踏襲します。 ただし、卸売業者の自己買付に関する例外規定を追加します。
商物分離 （市場外にある物品の卸売の禁止）	第 47 条	削除	法改正に伴い、物流効率化の観点から、商物一致の規制及び承認制を廃止するが、報告義務を別に規定します。
自己買付 （卸売業者の卸売の相手方としての買受けの禁止）	第 48 条	削除	法改正に伴い、卸売業者の自己買付の規制を撤廃します。ただし、卸売業者による第三者販売の制限が踏襲されることにより、卸売の相手方は原則買受人（仲卸業者、売買参加者）に限定され、卸売業者の自己買付に制限がかかる。このため、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴き、市場における取引秩序を乱すおそれがないと認める場合の例外規定を設けます。
仲卸業者の業務の規制 （委託販売・第三者販売・直荷引きの禁止）	第 55 条	削除	法改正に伴い、仲卸業者の業務の規制を撤廃します。

(3) その他の事項

- ① 部類（第 5 条）：青果部・水産物部を残し食肉部を廃止します。

- ② 部類ごとの取扱品目（第5条）：青果部・水産物部は変更ありません、食肉部を削除します。
- ③ 買出人：従来どおり（仲卸業者から販売を受ける者）の位置付けとし、条例上の買受人に含めての運用が難しいため、これまでどおり市長への登録制とします。
- ④ 本市場への入場制限は撤廃しますが、卸売棟への入場及び商品の購入は、市場まつり、ふれあい朝市及びその他市長が認める行事等を除き、本市場の買受人（仲卸業者、売買参加者）及び買出人に限りします。

<参 考>用語の説明

用 語	説 明
卸売業者	市場において買受人（仲卸業者・売買参加者）に対し卸売の業務を行う者です。
仲卸業者	市場内に設置する店舗で、市場の卸売業者から卸売を受けた取扱物品を仕分け、調整して売買参加者や買出人に販売する業務を営む者です。
売買参加者	卸売業者や仲卸業者から卸売を受ける者で、自己販売の仕入れのため「せり売り」に参加できる小売店等の者です。
相対取引	卸売業者と買受人が、1対1で販売価格や数量を交渉し売買する取引の方法です。
委託販売	卸売会社が、出荷者から販売の申込を受けて販売することです。
委託手数料	卸売業者が、出荷者から販売の委託を受けた物品を販売した後に受領する手数料のことです。
出荷奨励金	卸売業者が、生鮮食料品等の安定した供給の確保を図るため、出荷者や出荷団体に対して交付する奨励金のことです。

受託拒否	卸売業者が、市場における卸売のための販売の申込があった場合に、その引受けを拒むことです。
第三者販売	卸売業者が、市場の買受人以外の第三者に販売することです。
直荷引き	仲卸業者が、市場内の卸売会社が扱う生鮮食料品等を他市場の卸売会社から買い入れて販売することです。